

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定

平成 29 年 3 月 28 日三重県告示第 239 号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下単に「建築物エネルギー消費性能基準」という。）及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を第 1 に、三重県手数料条例（平成 12 年三重県条例第 4 号）別表第 24 及び別表第 25 に規定にする法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 2 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法を第 3 に、同条例別表第 24 及び別表第 25 に規定する法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 4 に、同条例別表第 26 に規定する法第 2 条第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって知事が別に定める方法を第 5 に定めます。

第 1 建築物エネルギー消費性能基準及び法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「住宅品質確保法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する機関。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。
 - (1) 法第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）（(3)に該当するものを除く。）
 - (2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 21 第 1 項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの
 - (3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第 2 法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（法第 30 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）
- 2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については、(1)を除く。
 - (1) 第 1 の 2(1)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 第 1 の 2(2)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
 - (3) 第 1 の 2(3)に掲げる機関が、法第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第 3 法第 2 条第 3 号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証
 - (2) 法第 30 条第 1 項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 25 条第 2 項の通知書及び建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下単に「検査済証」という。）
 - (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）第 43 条第 2 項の通知書及び検査済証

(4) 登録住宅性能評価機関が交付する住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物エネルギー消費性能基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が認定対象の場合については(1)を除く。

(1) 第1の2(1)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 第1の2(2)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 第1の2(3)に掲げる機関が、建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 1(2)に掲げる書面

(5) 1(3)に掲げる書面

第4 法第30条第1項第1号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法とする。

第5 法第2条第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法は、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 1以外の建築物又は建築物の部分 基準省令第1条第1項第1号ロの規定に基づく評価方法

附 則

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2 この告示の施行の日前に交付を受けた「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定」（平成28年三重県告示第245号。以下「旧告示」という。）第2の1(1)及び2(1)並びに第3の1(1)及び2(1)に規定する適合証は、それぞれこの告示の第2の1(1)及び2(2)並びに第3の1(1)及び2(2)に規定する適合証とみなす。

3 旧告示は、平成29年3月31日限り廃止する。